

2017年9月1日 会則改定のご案内

2017年9月1日より下記の通り会則を改定・施行いたします。

■対象会則 FASTGYM24会則

■改定条項

会則	条項	現行	改定箇所
FASTGYM24 (ファストジムトゥエンティ フォー)会則	2. 会員	第6条(セキュリティーカード) ②会員は会員資格を喪失したときは、速やかにセキュリティーカードを返還していただきます。やむをえず返却できない場合は会員の責任において、切断するなど利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。 ③会員はセキュリティーカードを紛失したとき・盗難にあったときは速やかにその旨を本クラブに連絡いただきます。その際、必ず会員本人が施設の受付時間内に来店し、所定の再発行料を支払った上で再発行手続きをお取りいただきます。	②会員が会員資格を喪失し、無効となったセキュリティーカードは、返却の必要はありません。 ③会員はセキュリティーカードを紛失したとき、盗難にあったとき、破損や読み取り不良等で利用できなくなったときは速やかにその旨を本クラブに連絡いただきます。その際、必ず会員本人が施設の受付時間内に来店し、所定の再発行料を支払った上で再発行手続きをお取りいただきます。
	第8条(退会)	①会員本人の都合による退会は、必ず本人が退会希望月の25日迄(休業日の場合は前営業日)に、施設の受付時間内に来店し所定の手続きを完了する事により、その月末で退会することができます。また、25日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会となり、翌月の月会費は全額お支払いいただきます。会員は受付された退会届に記載されたクラブ退会年月を自ら確認するものとします。会員は退会月の会費は、退会手続きが月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払の義務を負うものとします。	①会員本人の都合による退会は、必ず本人が退会希望月の25日迄(休業日の場合は前営業日)に、施設の受付時間内に来店し所定の手続きを完了する事により、その月末で退会することができます。また、25日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会となり、翌月の月会費は全額お支払いいただきます。会員は受付された退会届に記載されたクラブ退会年月を自ら確認するものとします。会員は退会月の会費は、退会手続きが月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。退会時滞納している料金は、会社が定める支払い方法にて、退会手続き前にお支払いいただきます。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払の義務を負うものとします。
	4. 施設営業	第24条(施設の利用制限と休業) (4)その他、会社が休業が必要と判断したとき。	(4)突発的なシステム/機器障害等により正常に入退室管理を行えないと判断したとき。 (5)その他、会社が休業が必要と判断したとき。
5. その他	附則	本会則は、2016年8月1日より施行いたします。以上	本会則は、2017年9月1日より施行いたします。以上

掲出責任者:FASTGYM24事業部 掲出期間:2017.7.1~2017.8.31